

令和4年 教育委員会

第2回 臨時会 議事日程

令和4年3月31日（木）

第1 議 案

【子ども総務課】

- (1) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第10号「令和4年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】
- (3) 議案第11号「人事案件」【秘密会】

【指導課】

- (1) 議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第13号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第14号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」【秘密会】

第2 報 告

【子ども総務課】

- (1) 令和4年度教育委員会事務局一般職員の異動について
- (2) 調査報告について【秘密会】

【指導課】

- (1) まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について

議案第9号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

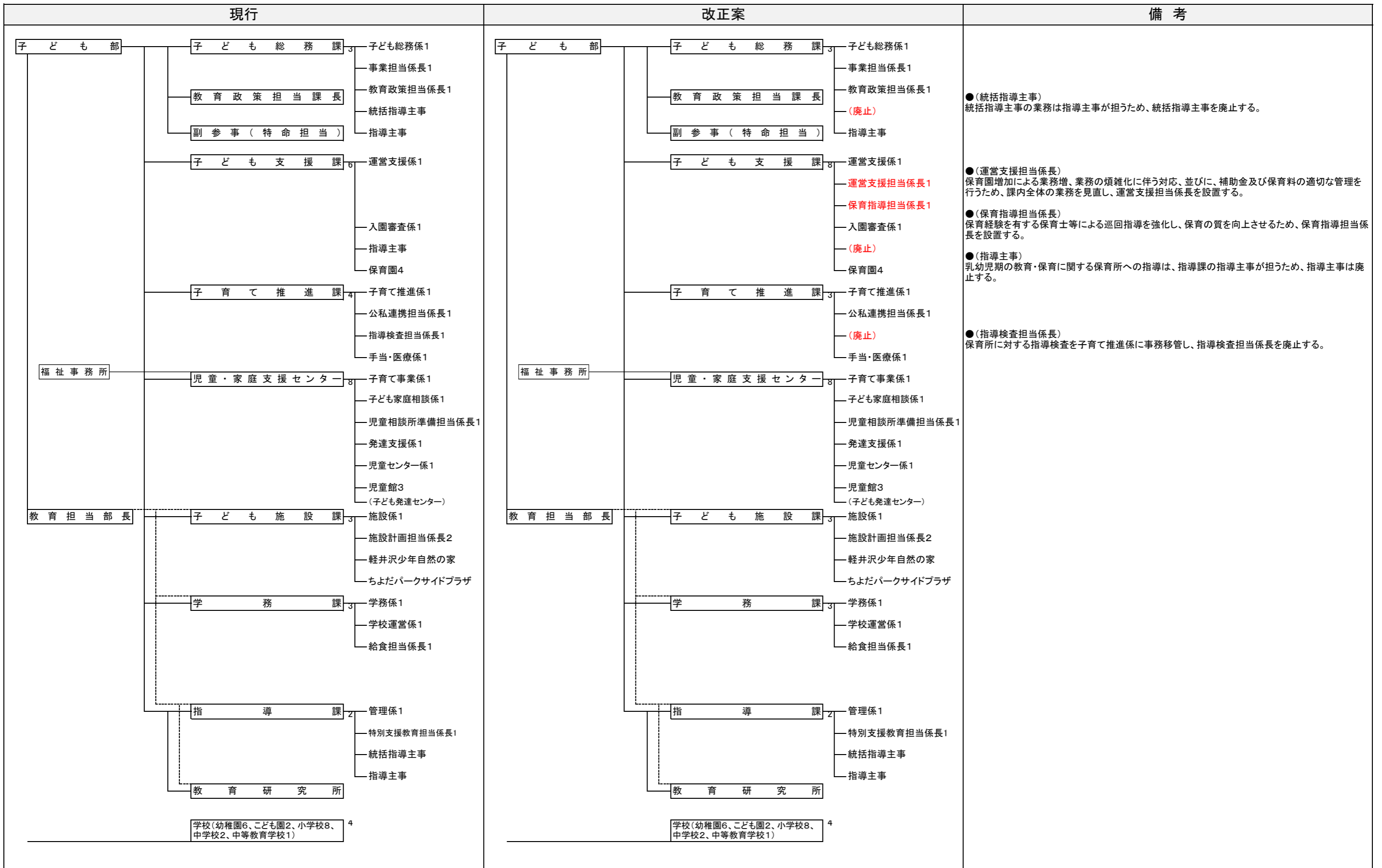
千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 運営支援係 <u>運営支援担当係長</u> <u>保育指導担当係長</u> 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （現行に同じ） 2～4 （現行に同じ）</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 <u>指導検査担当係長</u> 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （略） 2～4 （略）</p>

<p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども総務課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>第4条～第10条 (現行に同じ)</p> <p>別表第1～別表第3 (現行に同じ)</p>	<p>5 指導課及び子ども総務課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課、子ども総務課及び子ども支援課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度各部署組織新旧対照表(案)[子ども部]



ポスト数	現行	4年度	増減
部長	2	2	0
課長	10	10	0
係	33	34	1

※教育研究所(教育支援センター)はポスト数に参入しない。九段中等教育学校経営企画室長1を含む。

※統括指導主事・指導主事は含めない。こども園(係長ポスト)3、九段中等教育学校経営企画室1を含む。

議案第12号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（出生サポート休暇）</p> <p>第17条の2 <u>出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院、入院、医療機関が実施する説明会への出席等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</u></p> <p>2 <u>出生サポート休暇は、一会計年度において、1日を単位として5日（体外受精又は顕微授精に係る通院、入院等によるものである場合にあつては、10日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認められるときは、1時間を単位として承認することができる。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出生サポート休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出生サポート休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</u></p> <p>4 <u>出生サポート休暇の残日数すべてについて請求があつた場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））の承認をもって1日の承認とするものとする。</u></p> <p>6 <u>教育委員会は、出生サポート休暇を承認するときは、当該休暇に係る事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>
<p style="text-align: center;">（妊娠出産休暇）</p> <p>第18条 <u>妊娠出産休暇は、女子職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあつては、24週間）以内の引き続く休養として与える休暇とする。ただし、出産の日が</u></p>	<p style="text-align: center;">（妊娠出産休暇）</p> <p>第18条 <u>妊娠出産休暇は、女性職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあつては、24週間）以内の引き続く休養として与える休暇とする。ただし、出産の日が</u></p>

<p>出産予定日後となった場合で妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては16週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続き休養として与える休暇とする。</p>	<p>出産予定日後となった場合で妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては16週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続き休養として与える休暇とする。</p>
<p>2 教育委員会は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）、出産後の少なくとも8週間与えるものとする。ただし、出産後6週間を経過した<u>女子職員</u>が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。</p>	<p>2 教育委員会は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）、出産後の少なくとも8週間与えるものとする。ただし、出産後6週間を経過した<u>女性職員</u>が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。</p>
<p>3 （現行に同じ）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 （現行に同じ） （妊娠症状対応休暇）</p>	<p>4 （略） （妊娠症状対応休暇）</p>
<p>第19条 妊娠症状対応休暇は、妊娠中の<u>女子職員</u>が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</p>	<p>第19条 妊娠症状対応休暇は、妊娠中の<u>女性職員</u>が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （早期流産休暇）</p>	<p>3 （略） （早期流産休暇）</p>
<p>第19条の2 早期流産休暇は、妊娠初期において流産した<u>女子職員</u>が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合における休暇とする。</p>	<p>第19条の2 早期流産休暇は、妊娠初期において流産した<u>女性職員</u>が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合における休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （母子保健健診休暇）</p>	<p>3 （略） （母子保健健診休暇）</p>
<p>第20条 母子保健健診休暇は、妊娠中の<u>女子職員</u>又は出産後1年を経過しない<u>女子職員</u>が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師（以下「医師等」という。）の健康診査又は保健指導を受けるための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。</p>	<p>第20条 母子保健健診休暇は、妊娠中の<u>女性職員</u>又は出産後1年を経過しない<u>女性職員</u>が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師（以下「医師等」という。）の健康診査又は保健指導を受けるための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （妊婦通勤時間）</p>	<p>3 （略） （妊婦通勤時間）</p>
<p>第21条 妊婦通勤時間は、妊娠中の<u>女子職員</u>が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇とする。</p>	<p>第21条 妊婦通勤時間は、妊娠中の<u>女性職員</u>が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （育児時間）</p>	<p>3 （略） （育児時間）</p>
<p>第22条 （現行に同じ）</p>	<p>第22条 （略）</p>
<p>2 （現行に同じ）</p> <p>3 <u>男子職員</u>の育児時間は、次の各号のいずれか</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 <u>男性職員</u>の育児時間は、次の各号のいずれか</p>

<p>に該当する場合には、承認しないものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、<u>男子職員</u>の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 教育委員会は、<u>女子職員</u>が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。 （出産支援休暇）</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男子職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 （現行に同じ） 3 （現行に同じ） 4 （現行に同じ） 5 （現行に同じ） 6 （現行に同じ） （生理休暇）</p> <p>第24条 （現行に同じ）</p> <p>2 教育委員会は、<u>女子職員</u>が生理休暇を請求したときは、その職員を当該請求のあった期間勤務させてはならない。 （再任用職員等に関する特別休暇等の特例）</p> <p>第33条 再任用職員等が、第16条、<u>第17条の2</u>から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>	<p>に該当する場合には、承認しないものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、<u>男性職員</u>の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 教育委員会は、<u>女性職員</u>が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。 （出産支援休暇）</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男性職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 6 （略） （生理休暇）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 教育委員会は、<u>女性職員</u>が生理休暇を請求したときは、その職員を当該請求のあった期間勤務させてはならない。 （再任用職員等に関する特別休暇等の特例）</p> <p>第33条 再任用職員等が、第16条、<u>第18条</u>から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 （1）（現行に同じ） （2）（現行に同じ） 2 （現行に同じ）	第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 （1）（略） （2） <u>妊娠出産休暇 1回について、16週間（多胎妊娠にあつては24週間）</u> （3）（略） 2 （略）
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣 旨

職員の妊娠、出産と仕事との両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設及び妊娠出産休暇の全期間の有給化を行う。このほか、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

項目（関係規則）	改正内容						
(1) 出生サポート休暇の新設 (幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則第 17 条の 2、第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新設する。 <p>【参考】休暇概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 休暇日数</td> <td>1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)</td> </tr> <tr> <td>イ 給与</td> <td>給与減額は免除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 休暇日数	1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)	イ 給与	給与減額は免除
項目	内容						
ア 休暇日数	1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)						
イ 給与	給与減額は免除						
(2) 妊娠出産休暇の有給化 (幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> 全期間を有給 (16 週を超えた期間についても有給) (例) 産前 8 週・産後 8 週の妊娠出産休暇を取得していたところ、出産日が 5 日遅れた場合、16 週間を超えた当該 5 日間についても有給となる。 						
(3) その他規定整備 (幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則第 18 条～第 22 条、第 23 条、第 24 条)	「女性職員」を「女子職員」に、「男性職員」を「男子職員」に文言を整備する。						

3 改正する規則

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」

「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和4年4月1日

令和4年度 教育委員会事務局 一般職員の異動

内示書（新所属順） 【教育委員会事務局 子ども部（学校等含む）】

令和4年4月1日付け

新任職	現任職	氏名	備考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課子ども総務主査	政策経営部総務課主任	高橋 祐樹	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども総務課事業担当係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども総務課事業担当係長	富澤 幸代	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども総務課	保健福祉部在宅支援課	塚田 章翔	
教育委員会事務局子ども部子ども総務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援担当係長	教育委員会事務局子ども部子ども支援課入園審査係長	今津 靖和	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課保育指導担当係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども支援課担当係長（課長補佐）	古畑 裕美	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課入園審査係長	環境まちづくり部環境まちづくり総務課庶務主査	林 頌子	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課担当係長	いずみこども園主任	千葉 俊美	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	教育委員会事務局子ども部子ども支援課	石井 凌雅	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	政策経営部広報広聴課	西村 明日香	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	麴町出張所	片山 真麻	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	地域振興部総合窓口課	吉留 裕里	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
麴町保育園長	四番町保育園長	小宮 三枝子	
麴町保育園主任	ふじみこども園主任	長島 舞矢	
麴町保育園	四番町児童館	内山 沙紀	
麴町保育園	いずみこども園	榎本 美香	
麴町保育園			新規採用
神田保育園主任	西神田保育園主任	武田 由香	
神田保育園			新規採用
神田保育園<番町幼稚園>	神田保育園	奥住 彩佳	研修

新任職	現任職	氏名	備考
西神田保育園長	麴町保育園長	高橋 朋子	
西神田保育園園長代理	西神田保育園園長代理	野口 郁江	再任用
西神田保育園園長代理	四番町保育園園長代理	中島 明子	
西神田保育園主任	西神田保育園主任	寄田 洋子	再任用
西神田保育園主任	西神田保育園主任	中野 令子	再任用
西神田保育園主任	いずみこども園主任	高木 玲奈	
西神田保育園主任	西神田保育園	長谷川 望	昇任
西神田保育園	ふじみこども園	松村 優	
四番町保育園長	西神田保育園長	永野 京子	
四番町保育園	四番町保育園	前川 洋子	再任用
四番町保育園	四番町保育園<千代田幼稚園>	滝淵 優子	研修終了
四番町保育園	神田保育園	假家 江美	
四番町保育園			新規採用
いずみこども園副園長（課長補佐）	いずみこども園副園長（課長補佐）	佐藤 まゆみ	再任用
いずみこども園副園長	いずみこども園副園長	島田 文子	再任用
いずみこども園主任	麴町保育園主任	網代 祐里	
いずみこども園主任	神田保育園	若松 愛	昇任
いずみこども園	麴町保育園	仲矢 杏奈	
いずみこども園			新規採用
ふじみこども園主任	麴町保育園主任	幸田 育子	
ふじみこども園主任	教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	川合 美津子	
ふじみこども園主任	ふじみこども園	水野 由依	昇任
ふじみこども園	四番町保育園	鈴木 安佳音	
ふじみこども園			新規採用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進係長	教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進主査	永野 彩葉	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進主査	教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	金森 亮太	昇任

新任職	現任職	氏名	備考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課手当・医療係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進係長（課長補佐）	仲澤 孝夫	再任用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	保健福祉部障害者福祉課	永田 政子	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	保健福祉部保険年金課	安井 健二	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課			新規採用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課			新規採用
児童・家庭支援センター子ども家庭相談主査	児童・家庭支援センター主任	木下 春菜	昇任
児童・家庭支援センター発達支援係長（課長補佐）	保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長（課長補佐）	平澤 良和	
児童・家庭支援センター担当係長	児童・家庭支援センター担当係長	能美 実香	再任用
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター主任	渋谷 直子	再任用（西神田分館）
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター主任	秀平 育子	再任用
児童・家庭支援センター主任	ふじみこども園主任	杉山 静霞	
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター	原 明日香	昇任（西神田分館）
児童・家庭支援センター	児童・家庭支援センター	染谷 栞	（西神田分館）
児童・家庭支援センター			新規採用
神田児童館	一番町児童館	武田 咲	
神田児童館	四番町児童館	林 香穂	
四番町児童館長	四番町児童館長	谷川 香織	再任用
四番町児童館主任	神田児童館	今井 慎一	昇任
四番町児童館	児童・家庭支援センター	上野 綾美	
一番町児童館館長代理	一番町児童館館長代理	中村 千春	再任用
一番町児童館館長代理	一番町児童館館長代理	下村 市子	再任用
一番町児童館			新規採用
一番町児童館技能主任	一番町児童館技能主任	吉野 由香	再任用
教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設係長（課長補佐）	宮鍋 浩	再任用
教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設計画担当係長	政策経営部財政課予算担当係長	川崎 彩子	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課主任	教育委員会事務局子ども部子ども施設課	道口 亘輝	昇任

新任職	現任職	氏名	備考
教育委員会事務局子ども部子ども施設課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課学務係長	選挙管理委員会事務局選挙担当係長	高田 賀章	
教育委員会事務局子ども部学務課学校運営係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部学務課学務係長（課長補佐）	小高 勇人	再任用
教育委員会事務局子ども部学務課給食担当係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部学務課給食担当係長（課長補佐）	落合 宏之	再任用
教育委員会事務局子ども部指導課主任	教育委員会事務局子ども部指導課	川口 理美	昇任
教育委員会事務局子ども部指導課主任	教育委員会事務局子ども部指導課	堺 泰斗	昇任
教育委員会事務局子ども部指導課	地域振興部総合窓口課	木村 愛巳	
教育委員会事務局子ども部指導課			新規採用
教育委員会事務局子ども部指導課			新規採用

（学校）

新任職	現任職	氏名	備考
千代田小学校技能主任	千代田小学校技能主任	杉山 孝行	再任用
九段中等教育学校経営企画室管理係長（課長補佐）	神保町出張所副所長（課長補佐）	磯部 洋行	
九段中等教育学校経営企画室	環境まちづくり部環境まちづくり総務課	坂本 れん	
九段中等教育学校経営企画室			新規採用
九段中等教育学校経営企画室技能主任	九段中等教育学校経営企画室技能主任	川野 貞子	再任用

（兼務）

兼務職	所属	氏名	備考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課担当係長	教育委員会事務局子ども部子ども支援課保育指導担当係長（課長補佐）	古畑 裕美	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課担当係長	教育委員会事務局子ども部子ども支援課担当係長	千葉 俊美	

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年3月7日付3千子指導収第2157号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、国の東京都に対する「まん延防止等重点措置」終了の決定を受け、東京都は3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、基本的な感染防止策の徹底を要請しました。また、東京都教育委員会教育長より、別添写し令和4年3月18日付3教総総第2808号「まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について（依頼）」のとおり、通知がありました。千代田区では区立学校・園の対応について、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、春休みや新学期を迎えるにあたり、幼児・児童・生徒等一人一人が感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様に周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をすることや、オンラインを活用した分散登校、短縮授業などの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

- 幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。

⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。
- 感染症対策の必要性と具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理

せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)

○出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)

○委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②正しいマスクの着用

○会話や会議、電話の際にも必ずマスクを着用する。

○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。

○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④勤務時間外における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

3 教育活動に関すること

●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学び

の継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。
- 園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。
- 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の実態に応じて指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。
- 外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日、春季休業中における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。
- 春季休業中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

- 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施の方法・内容等について工夫する。
- 校外での活動にあたっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 実施にあたっては十分に保護者の理解を得て行うこと。
- 宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。

(7) 部活動について

- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することがで

きない場合は、実施を控える。

- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。
- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施すること。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちにできるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 更衣室や部室、屋内の活動場所は、必ず定期的に換気を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
 - ・体育館の換気は、ドア・窓を2方向に定期的に開放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に、特に十分に換気を行う。
 - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒を行う。
 - ・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
 - ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
 - ・大会等の参加に伴い、やむを得ず食事をとる場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

4 学校運営の継続計画の作成について

- オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。

- 出勤できない教職員の割合に応じた業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備する。
- 授業（登校形態、オンラインの活用など）、学校行事、課外活動、給食等について、具体的に計画を立てる。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229

【別紙】

まん延防止等重点措置の期間延長に係る前回通知（3月7日付）からまん延防止等重点措置の終了に係る今回通知（3月22日付）への変更点

2 基本的な感染症対策の実施について

令和4年3月7日3千子指導収第2157号	令和4年3月22日3千子指導収第2252号
<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。</p>	<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>
<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>

3 教育活動に関すること

令和4年3月7日3千子指導収第2157号	令和4年3月22日3千子指導収第2252号
<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・グループや少人数等での話し合い活動・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動・家庭、技術・家庭における調理実習・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習	<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。</p>

<p>○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。</p>	<p>○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の実態に応じて指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。</p>
<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。</p>	<p>(4) 放課後や休日、春季休業中における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>
<p>記載なし</p>	<p>○春季休業中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。</p>
<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施の方法・内容等について工夫する。</p>
<p>○都内における校外での活動については感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。公共交通機関を利用する際は、混雑の時間帯を避けて行うようにする。</p> <p>○都外における校外での活動については、貸し切りバスの利用を原則とし、感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。</p>	<p>○校外での活動にあたっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。</p>
<p>○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、延期又は中止も含めて検討する。ただし、宿泊を伴わない代替活動は可とする。</p>	<p>○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。</p>

<p>(7) 部活動について 記載なし</p>	<p>(7) 部活動について ○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。</p>
<p>○都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。</p> <p>○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実施の可否を判断する。</p>	<p>○都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施すること。</p>